

広島県告示第六百七十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十七年十一月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

三入東二丁目六四地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

広島市安佐北区		郡市・区			町			大字	字	地番	標柱番号
三入東二丁目		可部町	桐原		上高野	一五四一番	標柱一号及び二号				
						一五四三番一	標柱三号及び四号				
						一五四四番	標柱五号				
						二七二六番	標柱六号				
						一五四二番二	標柱七号				
						一五四二番六	標柱八号				